

第2回 大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会 会議要旨

1 日 時：平成19年10月4日(木) 午前10時～午前11時30分

2 場 所：市役所 P1(屋上階) 会議室

3 出席者：(委 員) 阪井委員長、細見副委員長、小野委員、松下委員
(大阪市)〈市民局〉

柴崎市民局長、名倉市民局理事、森田市民部長、宮花人権室長、
西嶋人権施策担当部長

〈健康福祉局〉

山田施策企画担当部長

〈経済局〉

奥野企業支援担当部長

〈教育委員会事務局〉

玉井総務部長、辻本教務部長、多田生涯学習部長

(事務局) 林市民局市民部総務担当課長

4 議 題：地対財特法期限後の事業等の見直し状況について

5 議事要旨

(1) 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について、市民局長が報告を行った。

1. 関連事業

(1) 委託事業・補助金・貸付金・分担金

- ・ 見直し事業について、地域内指定管理施設である、地域老人福祉センター、青少年会館は18年度末で条例施設としては廃止した。
- ・ 18年度末で、26事業を廃止し、5事業を整理・統合した。
- ・ 学校における管理作業員、給食調理員の職員配置の見直し対象64名の内、44名を18年度末に見直した。
- ・ 人権保育推進担当保育士は78名全員の配置を見直した。
- ・ 残る委託事業14事業、補助金14事業、分担金3事業、貸付金5事業は引き続き見直しを行う。
- ・ 大阪府地域支援人権金融公社貸付金の早期返済と、高校・大学の奨学金の一括処理に向けての課題整理を行う。

(2) 未利用地・建物等の使用

- ・ 有償化や契約方法の整理を行うものは、19年9月末現在で92件中59件が措置済み
- ・ 明渡しや現状回復を求めるものは、19年9月末現在で46件中32件が措置済み
- ・ 残るものの内、6件について法的措置を検討、4件は訴訟中

(3) 特別な優遇措置等

- ・ 19年9月末現在で19事項のうち18事項が措置済み

2. 政策的な課題の解消

(1) 学校における職員配置の適正化

- ・ 管理作業員、給食調理員の残る20名は19年度末までに見直しを行う。
- ・ 給食調理員の加配42名についても、21年度末までに適正化する。
- ・ 4月24日に「中学生の昼食の考え方（方針）」を定め、今年度中に具体的な内容・進め方を検討し、20年度より順次実施する。
（「中学生の昼食の考え方（方針）」を教育委員会より説明）

(2) 青少年会館の管理運営業務

- ・ 19年3月末で条例廃止した。
- ・ プールは廃止、プール以外の施設については、市民グループ等への貸出しや本市事業の実施場所として活用
- ・ 管理のあり方とあわせて19年度中に結論を出す。

(3) 保育所における職員配置

- ・ 19年3月末で人権保育事業担当の専任保育士78名を廃止した。

(4) 地域老人福祉センターの管理運営

- ・ 19年3月末で条例廃止した。
- ・ 今後、プロポーザル方式により事業者を募集し、施設の有効活用を図る。

(5) 障害者会館の管理運営委託

- ・ 23年度までは指定管理者を公募し、23年度末で条例施設としては廃止する。

(6) ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大

- ・ 方針どおり募集対象区域を市域全体に拡大し、募集を実施した。

(7) 未利用地等の管理および駐車場の管理運営

- ・ 19年6月に策定された「大阪市未利用地活用方針」に基づき計画的に管理地を縮小する。
- ・ 住宅付帯駐車場の料金の改定は19年度中に完了する。

(8) 人権文化センター

- ・ 引き続き19年度も職員の引きあげを行った。

- ・ 東淀川3館の統合に向けた検討を進めている。
- ・ 20年度末を目途に、人権文化センターのあり方を検討している。

(9) 大阪市人権協会等の職員の雇用問題

- ・ 引き続き期間を限定して雇用に配慮していく。

(2) 質 疑

委員：全体としてよくやっていると思うが、方針どおり見直しを完了したものは、「課題は解消した」と理解していいのか。

市：完了したものについては概ね問題はない。

委員：貸付金（奨学金）が一年遅れとなっているものもあるが、他に有効な方法はないのか。

市：一括処理の手法については、慎重な議論のもと検討を重ねてきた。

：膨大な数の対象者について、現在も現況調査を併行して行っているが、年度内には改めて議論し、処理を進めていきたい。

委員：同和更生生業資金の回収においての、困難課題や問題点を具体的に。

市：債務者全員の現住地調査を行っているが、長期にわたって貸し付けてきたものであり、所在不明者の追跡に時間を要している。

委員：中学校の給食のあり方は、「中学生の昼食の考え方（方針）」にある4つの「検討・整理課題」全てを勘案し、現場で柔軟に動かせる発想もいいと思う。

市：昼食用弁当販売など他都市の情報も収集し、衛生面、安全面、栄養面、業者との連携など、4つの検討・整理課題をもとに具体案を策定している。

委員：青少年会館の管理運営業務についての現状を教えてください。

市：登録している市民グループ、団体に利用していただいているが、1ヶ月あたり3万6千人の利用がある。

：ホームページなどで施設の利用周知を図り、条例廃止前とほぼ同程度の利用がある。

委員：障害者会館や地域老人福祉センターの管理運営では、当事者の意見を聞いて対応策を考えてもらいたい。

市：障害者会館は23年度末には条例施設としては廃止し、20年度から23年度までは、指定管理者を公募する。

：指定管理者の選定に際しては、従来からの利用者の不利益にならないよう配慮

する。

：地域老人福祉センターはプロポーザルで事業者を選定する。

：障害のある方々などからの利用要望の声も考慮していく。

委員長：次回から、経過も含めた報告となるような資料にしてもらいたい。

：見直しは進んでいるようだが、一部方針より遅れているものもある。

：各委員からの意見は重く受け止めて、一層努力するように。

：具体的な見直しについては、利害関係者がおり時間がかかることも理解するが、大阪市が決めた方針にもとづいてスピーディーに実行されるよう求めます。

6 会議資料

- (1) 資料 地対財特法期限後の事業等の見直し進捗状況について（平成 19 年 10 月）
- (2) 参考資料 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について 平成 19 年 10 月
- (3) 「中学校の昼食の考え方（方針）」について
- (4) 「『中学校の昼食の考え方』のまとめ」（研究会からの報告）の概要
- (5) 「中学校の昼食の考え方」のまとめ
- (6) 参考資料（2）「中学校の昼食の考え方」のまとめに向けての昼食事業の試行等の中間集約について（概要）
- (7) 参考資料（3）大阪市地対財特法期限後の事業等の調査・監理委員会まとめ
- (8) 参考資料（4）地対財特法期限後の関連事業等の総点検調査結果に基づく事業等の見直し等について（方針）

7 問い合わせ先

大阪市市民局総務担当

電話 : 06-6208-7315

FAX : 06-6202-7073

e-mail : ca0001@city.osaka.lg.jp